

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 中小企業・小規模事業者の皆さまへ

群馬県信用保証協会では、各種保証制度による資金繰り支援と経営相談を実施しています。資金繰りに関すること、事業経営に関することなど、どのようなことでもご相談ください。

**※最新の情報は、ホームページでご確認ください。**

## 危機関連保証のご案内

突発的に生じた大規模な経済危機や災害などにより、著しい信用収縮が生じた中小企業の皆さまの資金調達を支援して、事業継続や経営の安定を図ることを目的とした保証制度です。

### ご利用いただける方

中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、経営の安定に支障が生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者にご利用いただけます。

**※新型コロナウイルス感染症に起因して、売上高等が前年同期比で15%以上減少していることが認定の要件となります。**

### メリット

①通常の保証枠とは別枠となるため、資金調達の幅が広がります。

通常の保証枠は1企業あたり2億8千万円です。**危機関連保証はこの通常の保証枠とは別枠で1企業あたり2億8千万円までご利用いただけます。**

※既にセーフティネット保証、災害関係保証、東日本大震災復興緊急保証をご利用されている場合は、本制度と上記3制度を合算して5億6千万円が保証限度額となります。

②信用保証料率は0.80%の固定料率となります。

一般的な信用保証料率は、お客様の経営状況により0.45%～1.90%(100%保証の場合は0.50%～2.20%)となりますが、**危機関連保証の信用保証料率は0.80%の固定料率となります。**

ご不明な点や詳しい内容については、下記連絡先までお問い合わせください。

## 群馬県信用保証協会

営業部 保証第一課 TEL027-231-8818

高崎支店 保証第一課 TEL027-362-7733

営業部 保証第二課 TEL027-231-8819

高崎支店 保証第二課 TEL027-362-7733

桐生支店 保証課 TEL0277-43-6211

太田支店 保証課 TEL0276-48-8811

制度の詳しい内容についてのお問い合わせは、保証統括部 保証推進課 TEL027-231-8875でもお受けいたします。

# 群馬県経営サポート資金のご案内

今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまへの支援として、**群馬県経営サポート資金Bタイプ、Cタイプ、Fタイプ**の融資利率の上限引下げ及び信用保証料の負担軽減策が実施されています。【適用期限：令和2年9月30日まで】

## 群馬県経営サポート資金の概要とメリット

群馬県経営サポート資金Bタイプ、Cタイプ、Fタイプは、融資利率の上限が1.1%に引下げられます。また、信用保証料は群馬県が全額補助します。

	Bタイプ ※1	Cタイプ	Fタイプ
対象となる方	セーフティネット保証5号の認定を受けた方	セーフティネット保証4号の認定を受けた方	危機関連保証の認定を受けた方
融資限度額	6,000万円 ※2	5,000万円 ※2 (うち、運転資金3,000万円)	3,000万円
融資期間	・運転資金 10年以内 (うち、据置1年以内) ・設備資金 10年以内 (うち、据置2年以内)	・運転資金 7年以内 (うち、据置2年以内) ・設備資金 10年以内 (うち、据置2年以内)	・運転資金 10年以内 (うち、据置1年以内)
融資利率 (上限利率)	通常 1.75% ↓ 引下げ後 <u>1.10%</u>	通常 1.70% ↓ 引下げ後 <u>1.10%</u>	通常 1.30% ↓ 引下げ後 <u>1.10%</u>
信用保証料	通常 0.68% ↓ 群馬県の補助により <u>お客様負担なし</u>	通常 0.80% ↓ 群馬県の補助により <u>お客様負担なし</u>	通常 0.80% ↓ 群馬県の補助により <u>お客様負担なし</u>

※1 群馬県経営サポート資金Bタイプは、セーフティネット保証5号のほかに、セーフティネット保証1号、セーフティネット保証2号でのご利用が可能です。

※2 融資限度額は、Bタイプ、Cタイプの個別の限度額のほか、**Aタイプ、Bタイプ、Cタイプ**の合計が1億2,000万円以内となります。

ご不明な点や詳しい内容については、表面記載の連絡先へお問い合わせください。